

ワンヘルスフェスタ 2024 in 筑後 企画運営業務委託仕様書

1 委託業務名

ワンヘルスフェスタ 2024 in 筑後 企画運営業務委託

2 業務目的

本県では、ワンヘルスの啓発イベントとして、過去4年にわたって「ワンヘルスフェスタ」（令和4年度までは「ワンヘルスフェスティバル」名称）を開催しており、ワンヘルスの認知率は向上してきている。

今年度も、ワンヘルスに関する理解促進を加速するため、ワンヘルスの取組に協力する福岡県の事業者や団体が参加でき、なおかつ、県民がワンヘルスを感じ、楽しみながら様々な体験ができる県民参加型啓発イベントを開催したい。

なお、ワンヘルスフェスタ 2024 の開催については、本契約による筑後地域での開催（5回目）と別途契約の筑豊地域での開催（初開催）とあわせて、計2回開催することで、県全体でワンヘルス推進の機運を高めていくことを目的としている。

当該事業については、効率的な運営を図るため、筑後地域で開催するワンヘルスフェスタ 2024 の企画・運営に係る業務を委託するものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年11月6日（水）まで

3 委託者

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室

4 委託費

3,995,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 イベント開催概要

（1）日程

令和6年10月6日（日） 10時～16時（予定）
前日も準備・設営のために会場利用可能。

（2）会場

〒833-0015 筑後市大字津島 1131
筑後広域公園芸術文化交流施設 九州芸文館

（3）使用可能範囲

九州芸文館全館・芝生広場（次頁参照）
ただし、県が使用許可を得ている範囲を示したものであり、全範囲の使用を強制するものではない。

① 本館・アネックス1・アネックス2

【本館】

大交流室 (444 m^2)、教室工房1 (117 m^2)、教室工房3 (117 m^2)、教室工房4 (81 m^2)、
教室工房5 (126 m^2)、教室工房6 (70 m^2)

【アネックス1】

教室工房A (173 m^2)、教室工房B (173 m^2)

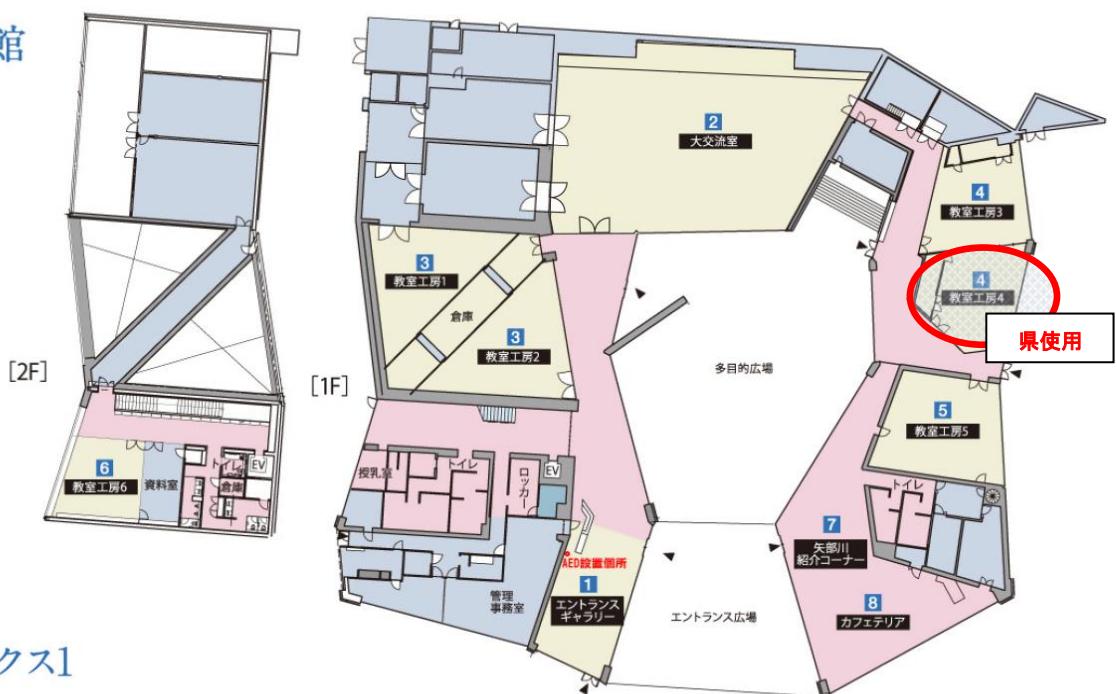
【アネックス2】

教室工房C (96 m^2)

多目的広場、エントランス広場も活用可能。

ただし、教室工房4は県の企画で使用する。

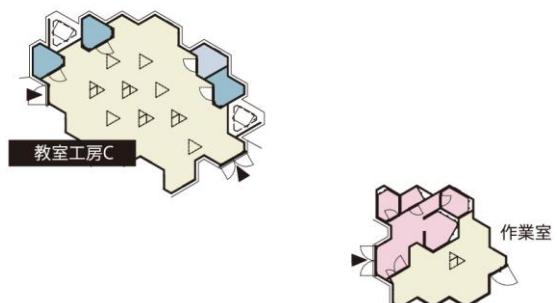
本館



アネックス1



アネックス2

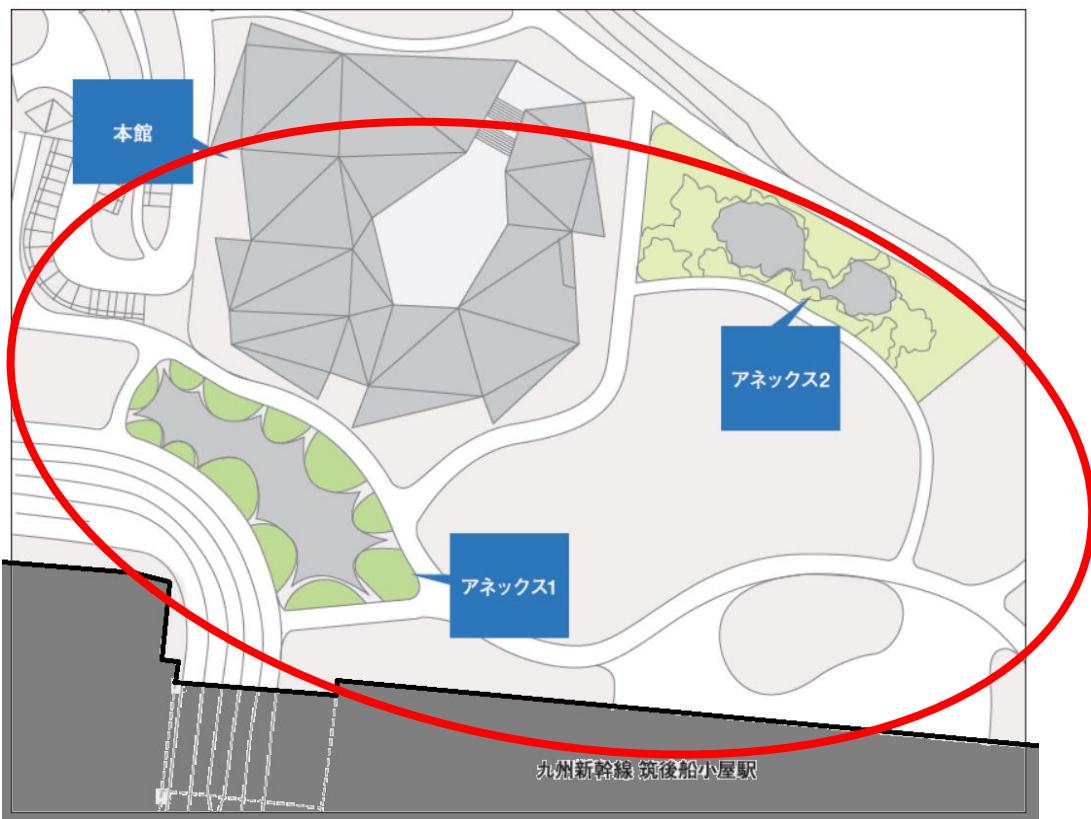


② 芝生広場

【芝生広場】

九州芸文館前の芝生広場について使用可能。

ただし、高架下については筑後船小屋駅の敷地となるため使用不可。



(4) イベント概要

県民がワンヘルスの理念を身近なものと捉え、日常生活に活かせるようなイベントとする。内容は以下のとおりとする。

- ① イベントのテーマはワンヘルスの理念を身近で分かりやすくしたものとする。
- ② 対象は、広く一般の方とし、イベント参加者は1,000名程度を目標とする。
- ③ ワンヘルスの理念をより身近に感じてもらうため、ワンヘルス取組の6つの基本方針(①人獣共通感染症対策、②薬剤耐性菌対策、③環境保護、④人と動物の共生社会づくり、⑤健康づくり、⑥環境と人と動物のより良い関係づくり)を体験できるコーナーを設ける等、広く一般の方が参加、体験しやすい内容とする。
- ④ イベントの実施に併せて、県が実施するワンヘルスに係る事業のパネル等の展示を行う。

(5) 企画内容

次に提示する委託者の企画内容に加えて、提案書により、参加者が楽しみながらワンヘルスについて学び、体験できる企画の提案を行うこと。

- ① ステージイベントの実施
 - ・オープニングセレモニー
 - ・ワンヘルスを特にわかりやすく伝える企画を1つ以上提案すること。(R5: トークショー)

② 展示・フィールドにおける展開

- ・ワンヘルス宣言事業者ブース・県内高校の取組紹介ブース・ワンヘルス認証農林水産物販売ブースの設置
なお、出展ブースとしては、10～15ブース程度を想定。
- ・県広報（インフォメーション）ブースの設置

6 委託業務の内容

(1) 会場全体の設営・運営

- ・イベントの会場の確保や使用申請・公園内許可申請・占用許可申請の手続きは委託者が行うので、当該会場使用を前提にイベントの企画運営を実施すること。
- ・なお、イベント会場使用料は、委託者が負担する。ただし、水道設備や電気設備等の設備使用料、備品の貸出を受ける場合の費用は受託者が負担すること。
- ・会場を有効に活用し、本事業の目的にふさわしい統一感があり、ワンヘルスの取組を紹介する賑やかな空間とすること。また、来場者が、安全にステージや各ブースを回遊しやすいよう会場のレイアウトを作成し、設営および撤去を行うこと。
- ・期間中の会場の造作物等については責任を持って警備すること。
- ・会場のレイアウトにあわせ、案内看板等を設置、また来場者や公道の通行者を誘導する担当者を配置し、スムーズな会場運営を行うこと。
- ・委託者の指示があった場合、指定の位置に警備員またはスタッフを配置すること。配置場所は、企画内容や会場レイアウトにあわせ、必要に応じて指定する。
- ・会場のレイアウトにあわせ、必要な照明・音響設備を設置すること。
- ・設営・撤去は会場管理者の指定する時間に行うこと。
- ・会場の設営・撤去にあたっては、会場の養生を行うこと。
- ・イベント全体の進行運営を企画、実施すること。

(2) 企画運営

- ア 県民参加型啓発イベントの企画。
- イ 実施運営マニュアル、全体進行台本の作成。
- ウ 準備から開催までのスケジュール調整、関係機関・イベント出演者・司会者等の選定と連絡調整、接待等、全ての運営業務を委託者と協議のうえ行うこと。
- エ 出展者のうち、ブース出展・展示等を行うワンヘルス宣言事業者や県内高校、ワンヘルス認証農林水産物販売ブース出展者の募集・選定は委託者が行い、名簿・一覧を作成して受託者に提供する。
選定後の具体的な連絡調整については、受託者が行うこと。
- オ 上記の「エ」に定める出展者については、ブース出展の基本料金は本業務の委託料に含めるものとし、出展者からは徴収しないこと。ただし、個別に備品を追加で貸し出す等、オプション料金が生じる場合は、出展者と調整の上、出展者から別途徴収すること。

(i) オープニングセレモニー関係

- ・実際に必要な、会場レイアウト作成、シナリオ作成、進行・運営、スタッフ配置、会場設営、音響・照明、備品の準備をすること。

- ・来賓の胸章を準備すること。

(ii) ステージパフォーマンス関係

- ・プログラムの提案をすること（出演者への依頼は委託者と相談の上、実施すること）。
- ・実施に必要な、進行・運営、スタッフ配置、シナリオ作成、会場設営、音響・照明設置をすること。
- ・楽器などを使用する場合は、保管に注意を払うこと。

(3) 広報宣伝

(i) ポスター・ちらし

- ・事前告知用のポスター、チラシ等についてデザインを含め、作成し、配布すること。
- ・ポスター、チラシの効果的な配布および作成数を提案すること。
- ・チラシはカラーで作成すること。

(ii) テレビ番組を活用したワンヘルスフェスタの情報発信への協力

- ・テレビ番組を活用したワンヘルスフェスタに関する広報宣伝・情報発信については、別途契約により委託する予定である。別途契約の委託先事業者との連絡調整は委託者が行うが、テレビ番組等における広報宣伝・情報発信については、必要な連携・協力をを行うこと。

(iii) その他

- ・広く県民の来場を促すため、効果的な広報方法について企画提案すること。
- ・必要な写真や文言は委託者が可能な範囲で提供する。
- ・その他の広報として、県のホームページ、X（旧 Twitter）、LINE、Instagram、「福岡県だより」、広報テレビ番組、民放ラジオ番組による広報を委託者にて実施予定。

(4) 関係者との連絡調整関係

- ・ステージ出演者やブース担当者およびその他のステージ出演者等に対する、イベント準備に係る連絡調整は基本的に受託者が行うこと（イベント当日の連絡調整、打ち合わせ、誘導含む）。
- ・事業実施に必要な関係機関（保健所、消防署等）への許可申請等の手続きは、受託者が行うこと。
- ・スムーズな運営や設営、撤去ができるよう、会場管理者及び関係者との連携を密に行うこと。

(5) 参加者アンケートの実施

- ・県と調整のうえ、QRコード等を活用しながら、来場者のワンヘルスの認知度や理解の深まり等、フェスティバルの開催効果が測れるようなWebアンケートを作成すること。なお、企画内容等によって紙媒体の方が効果的に回収できると判断される場合は、紙媒体によるアンケートの実施を認めるものとする。
- ・アンケートはイベント中に配布し、イベント後2週間以内には回収できるように実施すること。

- ・アンケートの集計と、集計結果の報告を行うこと。

(6) 雨天の場合

- ・可能な限り雨天でも実施可能な提案をすること。
- ・具体的な雨天対策について提案すること。なお雨天による中止の判断については前日に行う予定である。

(7) その他

- ・来場者数の集計をすること。
- ・会場で発生したゴミの回収および処分をすること。
- ・イベント運営上の瑕疵により来場客など第三者の身体を害し、または財物に損害を与えたことにより主催者に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して、保険金を支払うイベント保険に加入すること。
- ・委託料には、イベント出演者への謝礼、交通費、必要とする資材、機材及び出展物の運搬費、会場使用料、展示パネル作成費、ワンヘルスの実践的な取組み及び紹介に係る費用等を含む。

7 その他

- ・委託契約で作成した成果物に関する著作権法（昭和45年法律第8号）上の権利及びその他諸権利は全て委託者に帰属すること。
- ・その他、本仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託者の協議の上定める。
- ・天候によってはイベント開催が中止となる可能性がある。その場合、それまでに受託者が負担した経費を、両者が精査し合意の上で、委託者が支払う。

※詳細については別途契約書に定めるものとする。